

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案に対する修正案 対照表

○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）

（傍線部分は改正部分。ゴシック部分は修正部分）

修正案	修正案	現行
<p>（役員の任命） 第二十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 主務大臣は、前二項の規定により法人の長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募（当該法人の長又は監事の職務の内容、勤務条件その他必要な事項を公示して行う候補者の募集をいう。以下この項において同じ。）の活用に努めなければならない。</p> <p>公募によらない場合であっても、透明性を確保しつつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>4・5（略）</p>	<p>（役員の任命） 第二十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 主務大臣は、前二項の規定により法人の長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募（当該法人の長又は監事の職務の内容、勤務条件その他必要な事項を公示して行う候補者の募集をいう。）、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>4 ・5 （略）</p>	<p>（役員の任命） 第二十条（略）</p> <p>2（略） （新設）</p> <p>3 ・4 （略）</p>